

意見書案第3号

衆議院小選挙区の区割り改定並びに選挙制度の抜本的見直しを求める意見書

衆議院議員選挙区画定審議会は、平成28年5月27日「衆議院選挙制度改革関連法」が成立したことを受け、衆議院小選挙区の改定作業に着手し、平成29年4月19日、同審議会から安倍首相に当該改定案が勧告され、これにより政府は、5月16日区割りの変更を閣議決定した。

人口比例の原則に基づく選挙の区割り変更は、従来からの地域連携や絆を分断するとともに、当該市町村、住民に混乱、不安を生じさせ、地域の将来像、国政への信頼と期待にも影を落としている。

近年、地方を取り巻く環境は、急速な少子高齢化により消滅自治体、限界集落などの言葉が象徴するとおり、地域的産業構造や振興策、また医療過疎など喫緊の課題が山積しており、地方から東京など大都市圏への人口流出が大きな要因となっており、地方と都市との格差は、選挙の一票の格差以上に厳しい現実晒されている。

国会は、国土全体を俯瞰して政策決定に関与する一方、地方の要望を国会に反映する代表者としての役割をも担っている。

したがって、地方選出の国会議員は、地元の経済・文化・歴史・風土等を身を持って認識した上で国会に送り出され、地元の民意を反映するものとも理解している。

福島県は、浜通り、中通り、会津地方の3つの地域に大別され、西郷村は中通り地方南部に位置し、西白河郡に属する。会津地方とは境界とは接するが、地理的には1500mを超える奥羽山脈で分かれ、甲子トンネルが開通したものの移動には車で1時間を要し、伝統、文化、気候、風土、経済圏、生活圏も異なっており、今回の改正において、西郷村が福島3区から福島4区に編入されたことについては、白河市・西白河郡5市町村、あるいは県南の枠組みから1村だけ外れることは国会陳情、要望等の活動を共にしてきた実態に、不合理が生じることは明白である。

人口のみを以って議員を配分すれば各政策においても、地方は冷遇の憂き目にあい過疎自治体の消滅を加速させることは明らかであり、小選挙区制の下において区割りの変更を繰り返す弊害は解消されない。

よって、現行の衆議院議員選挙制度は、小選挙区の死票など、格差問題以外にも課題があることを踏まえ、基礎的議員数の配分を加重するなど、地方に十分配慮した安定した区割りとするなど、さらには、小選挙区制から中選挙区制等に戻すことなど選挙制度の抜本見直しを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成29年6月28日

内閣総理大臣 安倍晋三 様
総務大臣 高市早苗 様
衆議院議長 大島理森 様
参議院議長 伊達忠一 様

白河市議会議長

高橋 光雄